

建築工事課カラープリンター賃貸借及び保守業務の仕様及び条件

1 契約期間及び納品期限

(1) 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで(60 か月)

(2) 納品期限

令和 7 年 9 月 30 日

※当該期限までに納品し、令和 7 年 10 月 1 日から正常に稼働できるようにすること。

※搬入日、搬入方法等については、建築工事課の担当職員と調整すること。

2 履行場所

那覇市まちなみ共創部建築工事課内

(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 8 階)

3 物件の内容

カラープリンター(以下「機器」という。) 1 台

4 機器の仕様等

(1) 別表「機器の仕様」と同等以上の性能を有すること。

(2) 中古品でないこと。

(3) 「那覇市グリーン購入方針」に基づき次の基準を満たす物であること。

①グリーン購入法に適合していること。または、環境ラベルを取得していること。

②待機電力、消費電力が少ないこと(エコマーク、国際エネルギースタープログラム(ver. 2 又は ver. 3)等)。

③紙の使用量を削減する機能が付いていること(両面・複数ページ印刷機能等)。

④古紙パルプ配合の再生紙に対応が可能であること。

4 機器の搬入及び撤去

(1) 契約の締結により機器を納品する際は、受注者の負担で搬入作業を行うこと。

(2) 契約期間の満了又は解除により契約が終了したときは、受注者の負担で機器の撤去作業を行うこと。

5 納品した機器に係る設定等

(1) 機器の納品に当たっては、機器の操作方法についての講習等を行うこと。

(2) 本市の指定する IP アドレス等の設定を行い、本市の指示に従ってネットワークに接続すること。

(3) 建築工事課内のパソコン(33 台程度)にプリンタのドライバをインストールし、設定を行うこと。

(4) 契約期間中に建築工事課内のパソコンの増設又は入替えがあったときは、当該増設又は入替えがあったパソコンについて、前号に掲げる作業を行うこと。

5 保守業務の内容

- (1) 機器に障害、故障等が発生した場合は、通報等によりただちに復旧に当たること。
- (2) 保守業務について再委託を行うときは、保守体制を明らかにする書面等を提出し、本市の承認を受けること。

6 その他

「建築工事課カラープリンター賃貸借及び保守業務の条件及び仕様」に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものについては、建築工事課の担当職員の指示を仰ぐこと。

別表 機器の仕様

1	寸法(オプションを含む。)	556mm×585 mm×528 mm 程度(幅員×奥行×高さ)
2	印刷速度	モノクロ カラーとも A4ヨコ35枚／分以上
3	用紙サイズ	はがき～A3
4	解像度	600×600dpi 以上
5	給紙トレイ	2トレイ(1トレイ495枚以上)以上、手差しトレイ(100枚以上)
6	両面印刷	自動両面印刷機能付
7	ネットワーク機能 (プリンタ機能)	TCP/IP に対応 パソコンからネットワークを介して印刷が可能
8	インターフェイス	1000BASE-T／100BASE-TX
9	対応 OS	Windows11以上

(※参考機種：キャノン LBP861C)